

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月15日
【届出者の氏名又は名称】	エーブアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー (AVI Japan Opportunity Trust plc)
【届出者の住所又は所在地】	英国ロンドン市、51 ライムストリート19階(19th Floor, 51 Lime Street, London, United Kingdom)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 川村一博
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5218-2084(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 小林隆彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、エーブアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー(AVI Japan Opportunity Trust plc)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ブロードメディア株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注6) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」)をいいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。
- (注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注8) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注9) 公開買付代理人及びその関係者は、その通常の業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が適用のある法令に則り日本で開示された場合には、当該情報は当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が2025年12月10日付けで提出した公開買付届出書につきまして、対象者が2025年12月11日付けで「エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」を公表し、また、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書を関東財務局長に提出し、本公開買付けに対する意見を表明したこと、及び公開買付届出書の記載事項の一部の記載が不十分であったことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者及びAVIは、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2025年8月6日、同年9月10日、同年10月24日及び同年11月14日に代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏と面談を行い、本書提出日時点で、対象者が本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であることを確認しております。

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者及びAVIは、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2025年8月6日、同年9月10日、同年10月24日及び同年11月14日に代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏と面談を行い、本書提出日時点で、対象者が本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であることを確認しております。

本公開買付けの公表後、対象者は、2025年12月11日付けで、「エーブアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」(以下「対象者意見表明プレスリリース」といいます。)を公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書を関東財務局長に提出しました。対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者らが本公開買付け後に最大で2,851,053株(所有割合：40.00%)の対象者株式を所有することは客観的に対象者の支配権に影響を及ぼし得る水準であるものの、対象者が現在進めている中期的な企業価値及び株式価値の向上に向けた取り組みを実行していくにあたって支障となる可能性は高くないと考えているとのことです。また、対象者は、本書によれば、公開買付者らは、本公開買付けにより対象者を上場廃止にする意図はなく、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場は維持される予定とのことであり、対象者は、対象者意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」、「(4)上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、現時点においては、本公開買付けにより、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に抵触することが現実的に見込まれる状況が発生する可能性は高くないと考えているとのことです。一方で、対象者はこれまで公開買付者らと、中長期の経営体制や後継者計画、事業ポートフォリオの見直し状況、取締役会のDE&I(ダイバーシティ(多様性)・エクイティ(公正性)・インクルージョン(包摂性))や多様性といった内容について議論を行ってきており、多くの部分について対象者の進める取り組み・方針と公開買付者らの意見は合致しているものの、一部については認識・見解の相違も存在していると認識しているとのことです。そのため、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主共同の利益のより一層の向上に資するものであると判断することはできず、本公開買付けに賛同することはできないものの、本公開買付けに積極的に反対の意見を表明する理由も見出しがたいと考えられることから、本公開買付けに対して中立の立場をとることとしたとのことです。また、対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、()対象者株式の市場株価は、本公開買付けが開始された2025年12月10日の終値は公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(2,200円)を超えないものの、その前営業日である同月9日の東京証券取引所スタンダード市場における終値(1,699円)から大幅に上昇して2,005円となったこと、()本公開買付けの成立後も対象者株式の上場は維持される予定であるところ、対象者の株主の皆様としては本公開買付けの成立後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められると考えられることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

< 前略 >

なお、この一連の対象者株式の取得には市場外取引が含まれていますが、公開買付者らが金融商品取引業者に対して対象者株式に係る委託注文を行うと、当該金融商品取引業者は、最良執行方針(法第40条の2第1項)に基づいて当該委託注文の執行を行う結果、市場内取引だけでなく、当該金融商品取引業者を相手方とする市場外取引により当該委託注文の執行を行うことがあります。公開買付者らは、この市場外取引は法第27条の2第1項第1号及び令第6条の2第3項の要件を満たすと判断しているため、公開買付けによることはしていません。

(訂正後)

< 前略 >

なお、この一連の対象者株式の取得には市場外取引が含まれていますが、公開買付者らが金融商品取引業者に対して対象者株式に係る委託注文を行うと、当該金融商品取引業者は、最良執行方針(法第40条の2第1項)に基づいて当該委託注文の執行を行う結果、市場内取引だけでなく、当該金融商品取引業者を相手方として、市場外取引により、当該金融商品取引業者(10社以下)が保有する株式を買い受ける(当該金融商品取引業者に対して一般株主からの買い集めを指示するものではなく、また、公開買付者らが一般株主を取引の相手方として株式を買い受けているわけではありません。)ことがあります。公開買付者らは、この市場外取引は法第27条の2第1項第1号及び令第6条の2第3項の要件を満たすと判断しているため、公開買付けによることはしていません。

対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(訂正前)

上記「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者及びAVIは、2025年8月6日、同年9月10日、同年10月24日及び同年11月14日に代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏と面談を行い、対象者は、本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であることを確認しております。対象者は、本公開買付けについて反対する理由はなく、中立の意見を表明する意向とのことであり、また、本公開買付けに対する応募は、個々の株主の投資判断で行っていただくものであると考えていることから、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明する意向を有しているとのことです。

(訂正後)

上記「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者及びAVIは、2025年8月6日、同年9月10日、同年10月24日及び同年11月14日に代表取締役社長である橋本太郎氏及び取締役執行役員経営管理本部長である押尾英明氏と面談を行い、対象者は、本公開買付けに対して中立の意見を表明する意向であることを確認しております。対象者は、本公開買付けについて反対する理由はなく、中立の意見を表明する意向とのことであり、また、本公開買付けに対する応募は、個々の株主の投資判断で行っていただくものであると考えていることから、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明する意向を有しているとのことです。

本公開買付けの公表後、対象者は2025年12月11日付けで、対象者意見表明プレスリリースを公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書を関東財務局長に提出しました。対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者らが本公開買付け後に最大で2,851,053株(所有割合：40.00%)の対象者株式を所有することは客観的に対象者の支配権に影響を及ぼし得る水準であるものの、対象者が現在進めている中期的な企業価値及び株式価値の向上に向けた取り組みを実行していくにあたって支障となる可能性は高くないと考えているとのことです。また、本書によれば、公開買付者らは、本公開買付けにより対象者を上場廃止にする意図はなく、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場は維持される予定とのことであり、対象者は、対象者意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、現時点においては、本公開買付けにより、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に抵触することが現実的に見込まれる状況が発生する可能性は高くないと考えているとのことです。一方で、対象者はこれまで公開買付者らと、中長期の経営体制や後継者計画、事業ポートフォリオの見直し状況、取締役会のDE&I(ダイバーシティ(多様性)・エクイティ(公正性)・インクルージョン(包摂性))や多様性といった内容について議論を行ってきており、多くの部分について対象者の進める取り組み・方針と公開買付者らの意見は合致しておりますが、一部については認識・見解の相違も存在していると認識しているとのことです。そのため、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主共同の利益のより一層の向上に資するものであると判断することはできず、本公開買付けに賛同することはできないものの、本公開買付けに積極的に反対の意見を表明する理由も見出しがたいと考えられることから、本公開買付けに対して中立の立場をとることとしたとのことです。また、対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、()対象者株式の市場株価は、本公開買付けが開始された2025年12月10日の終値は公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(2,200円)を超えないものの、その前営業日である同月9日の東京証券取引所スタンダード市場における終値(1,699円)から大幅に上昇して2,005円となったこと、()本公開買付けの成立後も対象者株式の上場は維持される予定であるところ、対象者の株主の皆様としては本公開買付けの成立後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められると考えられることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。